

日 時 令和5年3月30日（木曜日） 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小島利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 高岩 昭市・福本 正三・大久津 和幸

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹内 秀次
主 査	宮永 昌和	主 査	嶺石 将伍				

議 題

- 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第10号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
- 議案第21号 農地法第3条の規定による貸借の権利の設定（移転）許可について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（使用貸借）
- 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（貸貸借）
- 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（所有権）
- 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）
- 議案第27号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第30号 非農地証明願承認について
- 議案第31号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下現面積）の廃止について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 16 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。  
はじめに 3 月の行事实績と 4 月の行事計画を報告します。

(3 月の行事实績と 4 月の行事計画の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。桜の花もほぼ満開を過ぎて行くような気がしております。それでは小林市農業委員会、令和 5 年 3 月期の定例総会を只今より開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 9 号から第 11 号までの 46 件、議案が第 21 号から第 31 号までの 56 件合計 102 件でございます  
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。  
議事に入る前に今月の議事録署名を 5 番小島委員と 8 番高田委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 9 号～報告第 11 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。

議案第 21 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 21 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 21 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。

議長 それでは審査報告をお願いします。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 5 小委員会に付託されましたので 3 月 20 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第 21 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請の 1 番について報告をします。  
申請地を借受け新たに農業経営を行うものです。期間は 3 年間で、10a あたり 10,000 円です。議案第 22 号 4 番 5 番同時提出です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第 21 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

議長 続きまして議案第22号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第22号農地法第3条の規定による所有権移転許可について  
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第22号1番朗読、他8件省略)

議長 ありがとうございます。

議長 では、審査をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第23号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の1番について報告をします。

1番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり201,005円

2番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり300,000円

3番、隣接地を購入し利便性を図る、10aあたり852,878円

4番、申請地を購入し新規に農業経営を行う10aあたり199,468円

5番、申請地を購入し新規に農業経営を行う10aあたり120,736円

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 17番

(17番挙手)

17番 野尻町区分の事前審査を小委員会に付託されましたので3月23日に審査会を実施しました。その結果を報告します、

議案第22号野尻町区分について報告をします。

6番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり230,000円

7番、叔母からの贈与

8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり416,320円

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 29,470 円  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 22 号農地法の第 3 条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。  
続きまして議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について(使用貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします

事務局 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積  
計画(使用貸借)したので計画通り決定する。

議長 はい、事務局。

(議案第 23 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計  
画(使用貸借)報告をします。

1 番、期間は 5 年間  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について(賃貸借)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 24 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。

1 番、10a あたり 4,025 円

2 番、10a あたり 10,000 円

3 番、10a あたり 7,686 円

4 番、10a あたり 10,000 円

5 番、10a あたり 9,895 円

6 番、10a あたり 9,382 円

以上認定農業者であり委員会としては許可することとします。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同様に議案第 24 号野尻町区分について報告をします。  
7 番、10a あたり 10,000 円  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 24 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について  
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 25 号 1 番朗読、他 15 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円

2 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 166,528 円

5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 400,000 円

6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 404,449 円  
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 91,575 円  
8 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 81,169 円  
9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,908 円  
10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 93,960 円  
11 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円  
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 162,885 円  
13 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円  
14 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円  
15 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 80,128 円  
16 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 97,656 円  
以上 16 件です。今回は 10a が 100,000 円切る案件が何件もありました。耕作者が見つからない、山影、湿田、条件が悪い状態です。審議の結果、小委員会としてはこの案件は許可することと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 25 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（農地中間管理事業）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定による決定について下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を作成したので計画通り決定する

(議案第 26 号 1 番朗読、他 10 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 26 号農地中間管理事業案件です。7 件あります。使用貸借 5 件、賃貸借 2 件、中間管理事業のことから、委員会では、許可することとします。報告終わります。

(17 番挙手)

17 番 議案第 26 号農地中間管理事業案件です。野尻町区分 8 番から 11 番、賃貸借 3 件使用貸借 1 件、期間各 10 年間、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項定による決定について（農地中間管理事業）賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 27 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についての議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 27 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 27 号、朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 今月は、第 4 委員会に農地法第 5 条、第 4 条非農地証明願いを付託されました。3 月 22 日に会長同行のもと調査をしましたので各号ごとに発表していきます。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について、須木奈佐木旧奈佐木小学校の先を右に入った所です。移転の理由は会社事務所都市計画区域は 2 種農地です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 27 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 28 号農地法第 5 条による貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 28 号農地法第 5 条の規定による貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 28 号、他 1 件朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 28 号農地法第 5 条の規定による貸借の権利の設定許可申請書進達について 1 番、転用理由 資材置き場、小林 IC の先を左に入った所です。委員会としては許

可相当と判断しました。報告終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 28 号、野尻町区分 2 番、転用の理由は、店舗・駐車場敷地、追認申請するもので、事実申立書が添付されています。農地区分 2 種農地で隣接する農地はなく、宅地だけです。小委員会としては許可相当と判断しました。終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 28 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 29 号 1 番朗読、他 4 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について 1 番、転用の理由、一般住宅、2 種農地、場所、和田クリニック入る住宅地の中です。

2 番、転用の理由、建売住宅 2 種農地、場所、JA 北支所の先を左に入った住宅地  
3 番、転用の理由、駐車場 2 種農地場所、奈佐木小学校手前を左に入った所大きな木が生えていた荒れ地です。以上委員会としては許可相当と判断しました。

(17 番挙手)

17 番 議案第 29 号農地法野尻町区分

4 番、転用の理由、一般個人住宅、立地基準、一般基準、集落接続に該当します。水の流れは道路の排水溝で問題はありません。面積 499 m<sup>2</sup>、委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 29 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。

続きまして議案第 30 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

事務局 議案第 30 号非農地証明願い承認について  
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 30 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 30 号非農地証明願い承認について報告します。

1 番、南西方、一重原、山麓線西小林小学校先右側でした。竹藪で人間が入れない状況、調査事項は原野です  
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 30 号野尻町区分について報告をします。  
2 番、3 番、調査事項は原野、農地区分、2 種農地、2 件とも同じ所で峰を境に山林に別れていて全て傾斜が掛かっています。原野は山林の中にあります。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 30 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。  
続きまして議案第 31 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定にする別段の面積(下現面積)の廃止についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 31 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定にする別段の面積(下現面積)の廃止について下記のとおり農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積(下現面積)の廃止について、以下のとおり決定とする。

- 1、経過 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積
- 2、現在の設定状況 北海道 2ha  
市内全域 50a 令和 5 年 4 月 1 日以降その効力が失われることから廃止を行う。
- 3、現行の農地法施行規則第 17 条による別段の面積(下現面積)平成 28 年 6 月 1 日小林市農業委員会告示第 8 号をもって定めている。
  - (1)農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について
  - ①別段の面積(下現面積)の設定はない。
  - (2)農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について
  - ①空き屋に付属した農地に限定した別段の面積(下現面積)の設定。
  - ②設定地域、あらかじめ小林市の空き屋バンクに登録された空き屋に付属した農地で事前に農業委員会が 1 筆ごとに指定した農地が設定面積 1a  
このことについて廃止するというものです。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 農業をする目的でないと買えないと聞いたがお答え願います。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 50a の要件はなくなりました。農業に 150 日以上従事するというのは変わりません。必要書類の添付は必要です。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 人・農地プランの担い手の見直しで 50a の農地が無くても購入が出来るのですか。

事務局 できます。

議長 それでは採決をします。  
議案第 31 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定にする別段の面積（下現面積）の廃止  
についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。

以上で本日の総会を終了します。  
ありがとうございます。

閉議 午後 12 時 30 分

令和5年3月30日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟